

保 衛 第 395 号  
令和 4 年 7 月 29 日

各関係機関の長 様

松江市長 上 定 昭 仁  
(健康福祉総務課)  
(障がい者福祉課)  
(介護保険課)  
(保健衛生課)

B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

平素より、本市の感染症予防行政に多大な御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。さて、このことについて、別添のとおり厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡が改正されました。

つきましては、本市においては当面の間、下記のとおり対応することとしましたので、ご承知おきください。

#### 記

1. 医療従事者、介護従事者、障がい者支援施設等において濃厚接触者となった従事者は、最終曝露日から 5 日間（6 日目解除）を原則とし、事業を継続するために、事業者がやむを得ないと判断する場合に限り、2 日目及び 3 日目の自費検査で陰性を確認することにより待機期間を 3 日目から解除を可能とする。
2. 医療従事者、介護従事者、障がい者支援施設等において濃厚接触者となった従事者は、事業を継続するために、事業者がやむを得ないと判断する場合に限り、待機期間中においても、以下の事務連絡に基づく要件を満たしたうえ、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。

<医療従事者>

- 「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和 3 年 8 月 13 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<介護従事者>

- 「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」(令和4年3月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、同健康局健康課予防接種室、同老健局高齢者支援課、同認知症施策・地域介護推進課、同老人保健課連名事務連絡)

<障害者支援施設等の従事者>

- 「障害者支援施設等の従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」(令和4年3月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、同健康局健康課予防接種室、同社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課連名事務連絡)

<問い合わせ先>

|         |        |               |
|---------|--------|---------------|
| 健康福祉総務課 | 福祉係    | TEL : 55-5303 |
| 障がい者福祉課 | 事業所指定係 | TEL : 55-5946 |
| 介護保険課   | 事業所指定係 | TEL : 55-5689 |
| 保健衛生課   | 衛生係    | TEL : 28-8285 |